

# 北海道セーリング連盟規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は北海道セーリング連盟（略称「HSAF」）と称す。

(所在地)

第2条 本会は、事務所を第8章補足（付則）第1条の定める所に置く。

## 第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、セーリングスポーツに関し北海道を代表する機関として、すべての形態のセーリングスポーツを統括し、セーリングスポーツの健全なる発展ならびにその普及を図る。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) セーリングスポーツの普及育成を図る。

(2) セーリングスポーツ競技の開催。

(3) 日本セーリング連盟の会員登録

(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 組 織

(組織)

第5条 本会は、次に掲げる北海道内のセーリングスポーツ団体をもって構成する。

(1) 市町村を代表する単位加盟団体。

(2) 前項の団体以外の全道を組織化し、代表する公認団体。

(3) 前二項以外の、第3条の目的を担う活動をする団体で、登録のみを認定された団体。

2. 本会は、財団法人日本セーリング連盟ならびに財団法人北海道体育協会に加盟する。

(加盟および脱退)

第6条 本会に加盟しようとするときは、役員会の承認を得なければならない。

2. 本会の加盟団体が、第5条の掲げる資格を失ったとき、または、本会の加盟団体として不適当と認められたときは、役員会の議決を経て脱退させることができる。

3. 加盟団体は、別に定める加盟団体に関する規程を守らなければならない。

## 第4章 役員・名誉会長・顧問および賛助会員

(構成)

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 若干名

理事長 1名

副理事長 若干名

理 事 若干名

監 事 2名

名誉会長 1名

顧 問 若干名

2. 本連盟に賛助会員を置くことができる。

(委嘱)

第8条 会長は、役員会において選任する。

会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2. 副会長は、会長が委嘱し、会長を補佐し、会長事故ある時は会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代行する。

3. 理事長は、理事の推薦により理事より選出し、会長がこれを委嘱する。

理事長は、理事会、役員会の議決に基づき会務を掌理する。

4. 副理事長は、理事より理事長が委嘱し、理事長事故ある時はこれを代行する。

5. 理事は、別に定める北海道セーリング連盟役員規程に則り、次の方法により選出し、役員会に組織され、会務を議決、執行する。

(1) 加盟団体が推薦し、会長が委嘱したもの。

(2) 学識経験者および会員より会長が推薦し役員会の承認を得たもの。

6. 監事は、会長が委嘱し、事業および財務を監査する。

7. 本会に名誉会長、顧問をおくことができる。名誉会長、顧問は会長が委嘱し、重要な会議の諮問に応ずる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(補欠役員補充および任期)

第10条 役員に欠員が生じたときは、役員  
の補充を行う。補欠役員は会長が委嘱す  
る。

2. 前項により委嘱された補欠役員の任  
期は、前任者の残余期間とする。

(解任)

第11条 役員は、役員会の議決に基づき解任  
することができる。

## 第5章 会 議

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、理事長、  
副理事長、理事、監事、名誉会長およ  
び顧問により構成し、本会の最高決議  
機関とする。

2. 役員会は、年1回以上会長が召集す  
る。ただし、会長が必要と認めた時、  
また役員<sup>の</sup>3分の1以上から会議の目  
的事項を示して請求のあった時は、臨  
時役員会を召集する。

3. 役員会に付議する事項は、開催日の  
10日前までに役員に通知しなければ  
ならない。ただし、会長が緊急の必要  
があると認めた時はこの限りでない。

第13条 役員会は、役員<sup>の</sup>2分の1以上の出  
席をもって成立とする。なお、該当議  
事につき書面をもってあらかじめ、意  
志を表示した者は出席者とみなす。

2. 役員会の議決は、出席者の過半数  
の議決をもって定め、可非同数の時は、  
議長がこれを定める。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長、  
副理事長および理事をもって組織する。

2. 理事会は、理事長が召集し議長とな  
り、会務の執行に必要な事項審議執行  
する。

3. 理事は、必要に応じて、理事長へ理  
事会の開催を請求することができる。

4. 理事会は、理事<sup>の</sup>2分の1以上の出  
席をもって成立とする。なお、該当議  
事につき書面をもってあらかじめ、意  
志を表示した者は出席者とみなす。

5. 理事会の議決は、出席者の過半数  
の議決をもって定め、可非同数の時は、  
議長がこれを定める。

(部および委員会)

第15条 本会の事業達成のため、必要に応じ  
て役員会の決議を経て、別に定める北  
海道セーリング連盟組織規程に基づき、  
部、その中に各種委員会を設けるこ

とができる。

部および委員会の委員は、理事会の議  
決を経て、会長が委嘱する。

2. 部の部長は、役員があたる。

3. 部および委員会は、理事会の決議を  
経て付託された事項を審議し、それを  
行い、理事会に報告しなければならない。

## 第6章 会 計

(会計)

第16条 本会の運営経費は、下記に掲げるも  
ので支弁する。

(1) 日本セーリング連盟会員登録料  
還付金

(2) 各加盟団体、公認団体および登  
録団体の分担金

(3) 公共団体ならびに上部団体より  
の補助金

(4) 寄付金

(5) その他の収入

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日  
に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第17条 本会の規約は、役員会で審議し、出  
席役員<sup>の</sup>3分の2以上の同意を経なければ  
ならない。

(解散)

第18条 本会の解散については、役員会で審  
議し、出席役員<sup>の</sup>3分の2以上の同意  
を得なければならない

(残余財産の処分)

第19条 本会の解散に伴う残余財産は、役員  
会で審議し、出席役員<sup>の</sup>3分の2以上  
の同意を経て、本会の目的に類似の団  
体に寄付するものとする。

## 第8章 補 則

(細則)

第20条 本規約に定めるもののほか、本連盟  
の運営に関し必要な事項は、役員会に  
おいて定める

(付則)

本会の事務所は、下記の所に置く。  
北海道立総合体育センター内

(付則)

本規約は昭和57年5月1日より施  
行する。

(付則)

本規約は平成13年 4月21日より施行する。

(付則)

本規約は平成19年 4月21日より施行する。

## 北海道セーリング連盟 役員規程

第1条 本会理事の選出は、次のようにする。

加盟団体より25名以内の理事が推薦される。その配分は日本セーリング連盟会員登録数に基づく。

2. 会長推薦理事は10名以内とする。

第2条 本会役員は次の役員会費を納入する。

会長	50,000円
副会長	20,000円
理事	10,000円
監事	10,000円
名誉会長	20,000円
顧問	10,000円

## 北海道セーリング連盟 加盟規程

第1条 本会は、規約第6条3項により、加盟公認団体に関する規定を定める。

第2条 加盟公認団体は、規約第5条に規定する、スポーツ団体でなければならない。

第3条 加盟公認団体は、その年の6月末日までに本規程第4条に定める分担金を納入しなければならない。

第4条 加盟公認団体の納入する分担金は、次の通りとする。

- (1) 加盟団体 10,000円
- (2) 公認団体 10,000円
- (3) 登録団体 10,000円
- (4) 日本セーリング連盟会員登録は、原則として各加盟団体より行う。

第5条 所属団体は、次の報告をしなければならない。

- (1) 新年度の事業計画
- (2) 新年度の役員一覧表
- (3) 会員名簿
- (4) その他本会の必要と認めたもの

第6条 所属団体は、日本セーリング連盟会員登録申請書に、下記の会費を添え、本会あてに提出しなければならない。ただし、他の所属によりすでにその登録を行っている場合は、当該番号を届け出てこれに替えることができる。

一般会員	8,500円
大学生会員	7,500円
高校生会員	4,000円
ジュニア会員	2,000円

ただし、やむを得ない事情により、北海道セーリング連盟事務所において、登録申請する個人会員は、上記金額に3,000円上乗せして申請しなければならない。

第7条 いったん納入した分担金等は、いかなる理由があっても返還しない。